

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っています。

住まいは生活の重要な基盤であるとともに、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっています。

よって、文京区議会は、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望します。

記

1. 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
2. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
3. 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
4. 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。また国において自治体における財政措置を行うこと。
5. 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。
6. 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
7. 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
8. 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化

を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。

9. 令和3年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となりました。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきています。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多くなっています。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題です。

そこで、文京区議会は、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚等への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。
- 5 医療の質の確保や混合診療を認めるなど実態にあった支援制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣 宛て
厚生労働大臣

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(案)

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たしました。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い状況です。例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていません。また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残しています。犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、文京区議会は、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援の弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣府長官
国家公安委員会委員長

宛て

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書（案）

性犯罪・性暴力は被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。その悪質性、重大性に対して、これまでの刑法の規定では不十分であるという声の高まりや 2019 年春に相次いだ性犯罪の無罪判決を契機に広がったフラワーデモ、「#MeToo」、「#WithYou」運動への共感の輪の広がりなどにより、110 年ぶりに 2017 年 6 月に性犯罪に関する刑法が改正されました。

しかし、この改正にはいくつかの課題が積み残され、「必要があれば 3 年後に検討する」という付帯決議がつき、2020 年 6 月、法務省に「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置され、審議が行われています。

国際社会では、1990 年代から「女性に対する暴力」の撤廃に向けた取り組みが本格化し、性犯罪の成否を決定する基本的枠組みが「暴行又は脅迫の有無」から「同意の有無」へと転換されています。

よって、文京区議会は国会および政府に対し、被害者の想いに寄り添い、性被害の実態に即した刑法改正のため、下記の見直しを行うよう要望します。

記

1. 脅迫・暴行、抗拒不能などの要件を示さない限り強制性交罪や準強制性交罪に問われない実態を改め、強要による不同意性交に関する規定を創設すること。
2. 子どもを性暴力から守るため、13 歳という性交同意年齢を 16 歳未満に引き上げること。
3. 被害を訴えることが困難なケースが多い施設関係者と子ども、教師と生徒、対等な関係でない二者間での性暴力など、地位関係を利用した性犯罪の規定を創設すること。
4. 性暴力被害者が被害を認知するのに時間を要することや PTSD 症状により加害者をすぐに訴えることができないことを鑑み、公訴時効の撤廃・停止を行うこと。
5. 司法面接などを含めた被害者への配慮のための他機関連携等の取り組みをさらに推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣 宛て
衆議院議長
参議院議長